|  |
| --- |
| **平成31年度**  **精神・発達障がい者を中心とした**  **職場体験受入れマッチング支援事業**  **仕　様　書** |

# １　委託事業名

平成31年度　精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援事業

# ２　事業の趣旨・目的

平成30年４月に発達障がい者を含む精神障がい者（以下、「精神・発達障がい者」という。）

が法定雇用率の算定基礎に加わったことに伴い民間企業における法定雇用率が2.0％から2.2％に引き上げられたことや、精神・発達障がい者の新規求職者の大幅な増加など、障がい者の雇用を取り巻く環境が大きく変化している中、社会全体として精神・発達障がい者の雇用の拡大と職場定着率の向上に向けた取組みが重要となっている。

しかし、精神・発達障がい者の障がい特性の知識不足や理解不足から、企業での雇用に対す

る理解が進んでおらず、また、精神・発達障がい者は状態変化が長期間にわたるため、長期的

な職場定着支援が必要とされるなど、企業における雇用環境が整備されていないのが現状であ

る。

このような状況を踏まえ、精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援

事業（以下、「本事業」という。）は、事業者等に対する障がい特性に配慮した職場体験受入れを進めるためのマッチング会（以下、「マッチング会」という。）を開催するほか、事業者向け、支援機関向けに職場体験受入れのための説明会の開催、職場体験のサポート等を行うことにより、事業者等の受入れ準備性を高め、職場環境の整備等を促進することを目的とする。

**【用語の定義】**

（１）「精神・発達障がい者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第1項第６号に

　　規定する精神障害者をいう。

# ３　履行期間　　　　平成31年５月７日～平成32年３月31日（予定）

# ４　履行場所　　　　大阪府が指定する場所

# ５　委託金額の上限額　　7,075千円（税込）

# ６　事業内容等

**【事業目標】**

　・職場体験受入れ人数　　60人以上＜事業達成率の対象となる目標値＞

　・マッチング会への参加事業者数　　　　60社以上

　・マッチング会への参加障がい者数　 400人以上

**【事業の内容】**

（１）マッチング会の開催

　　　　開催にあたっては下記の要件を満たすこと。

＜要件＞

ア　開催数　：２回（参加事業者が合計60社未満の場合は、小規模なマッチング会を

別途開催し、合計60社以上の参加となるようにすること。）

　　　　　　　　　　　第１回目　平成31年　 ９月上旬（土・日を除く）

第２回目　平成31年　12月上旬（土・日を除く）

イ　開催場所：大阪府が指定する場所（大阪市内）

　　　　　　　なお、会場費及びパーテーションパネル利用料は府負担。

ウ　参加対象：（事 業 者）精神・発達障がい者を中心とした職場体験の受入れを希望

する事業者

　　　　　　　　　　　　※職場受入れ経験の少ない事業者を中心とすること。

（障がい者）働く意欲のある精神・発達障がい者等

エ　定員規模：（１回あたり）：（事業者）　 30社以上

（障がい者） 200人以上

（２）職場体験受入れ事業者説明会の企画・開催

精神・発達障がい者を中心とした職場体験の受入れを希望する事業者等を対象に、職場体験受入れ説明会を企画し、開催すること。

＜開催概要＞

ア　開催数　：４回以上（うち２回はマッチング会参加企業向けの説明会とする。）

イ　開催場所：大阪府が指定する場所（大阪市内）

　　　　　　　なお、会場費は府負担。

ウ　参加対象：精神・発達障がい者を中心とした職場体験の受入れを希望する事業者

　　　　　　　※職場受入れ経験の少ない事業者を中心とすること。

　　　＜企画、各種調整＞

・障がい特性に応じた業務の切り出し手法や差別禁止・合理的配慮の提供、及び職場体

験受入れ環境整備等にかかるセミナーを実施するなど、受け入れる職場環境の準備性

を高め、事業者が集まりやすい説明会を企画すること。

・職場体験は、雇用を前提とするものではないことを説明すること。

・「雇用管理のための対話シート」の勧奨・周知を行うこと。

府が作成した「雇用管理のための対話シート」について、職場体験受入れ事業者説明会において、事業者を対象に導入を働きかけること。

ただし、提案内容を府と協議して具体的な方法を決定し、実施すること。

（３）支援機関向け説明会の企画・開催

　　　　精神・発達障がい者等を支援する支援機関を対象に、マッチング会に参加する事業者の職場体験内容を提示するなどの説明会を企画し、開催すること。

＜開催概要＞

ア　開催数　：２回以上

イ　開催場所：大阪府が指定する場所（大阪市内）

　　　　　　　なお、会場費は府負担。

ウ　参加対象：精神・発達障がい者等を支援する支援機関

　　　＜企画、各種調整＞

・マッチング会に参加する事業者の職場体験内容を、半数以上具体的に提示するなど、

支援機関が集まりやすい説明会を企画すること。

・職場体験への送り出しの経験が少ない支援機関に対しては、職場体験にかかる支援方

法や留意事項を説明に加えること。（60分程度）

・職場体験は、雇用を前提とするものではないことを説明すること。

（４）職場体験にかかる支援

　　①　職場体験の業務切り出し等の支援

・事業者が必要とする、職場体験の準備から実施までの支援を行うこと。

・業務の切り出しや、障がい特性に応じたアドバイス等を行うこと。

　　②　職場体験中の参加障がい者へのサポート

・支援機関とつながりのない障がい者に対し、職場体験中のサポートを行うこと。

※初日・中日・最終日に様子を確認し、振り返りを行うこと。また、職場体験がスムーズ

に行えるよう状況に応じて支援すること。

　　③　普通傷害保険、賠償責任保険の加入

・本事業で職場体験をするすべての障がい者を対象として、職場体験にかかる普通傷害、

賠償責任保険に加入すること。

（５）大阪府が実施する他の精神・発達障がい者雇用及び職場定着支援事業との連携

マッチング会や説明会の参加事業者等に対し、下記の事項について取り組むこと。

・府が作成した「雇用管理のための対話シート」の利用促進

・「平成31年度　人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業（別途公募中）」の受講を勧奨

・公民連携セミナー等にかかる広報協力

（６）精神・発達障がい者を中心とした職場体験の受入れを希望する事業者や支援機関の開拓

・精神・発達障がい者を中心とした職場体験の受入れを希望する事業者を開拓（100社以上）し、その情報を一覧表にまとめて大阪府に報告すること。ただし、精神・発達障がい者の職場受入れ経験の少ない事業者を中心とすること。

・精神・発達障がい者を支援する支援機関を開拓（50事業所以上）し、その情報を一覧表にまとめて府に報告すること。ただし、精神・発達障がい者の支援経験が少ない支援機関を中心とすること。

（７）アンケート調査の実施

　　　　大阪府と協議して、次のとおりアンケート調査を行い、集計結果等を適宜、府に報告す

ること。

Ａ．職場体験受入れについて

ア　対象：大阪府サポートカンパニー制度の登録事業者（200社程度）

イ　調査会数：１回

ウ　内容：職場体験受入れに関し、府から提供する内容を盛り込んで調査すること。

エ　参考：大阪府サポートカンパニー制度

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>

Ｂ．本事業参加について

ア　対象　　：参加事業者及び支援機関

イ　調査回数：２回

ウ　内容　　： １）マッチング会終了後に、満足度や理解度等について実施。

２）参加事業者のその後の動向（新規雇用状況等）について実施。

※府から別途指示するものを加えたものと、提案によるものを含めた

ものとする。

**７　提案を求める事項**

本事業における事業目標を達成するため、次の事項について提案すること。

（１）事業内容の充実度

①　職場体験受入れマッチング会の実施内容

各回における参加事業者及び参加障がい者の見込み数、マッチングに結びつけるため

の工夫（事業者の準備性を高めるなど）等を具体的に提案すること。

《提案イメージ》

　　職場体験受入れマッチング会の実施内容

　　　・職場体験受入れマッチング会のフロー

　　　・参加事業者及び参加障がい者の見込み数

　　　・マッチング会の会場レイアウト図

　　　・マッチングに結びつけるための工夫

②　職場体験受入れ事業者等説明会の実施内容

ア　職場体験受入れ事業者向け説明会の実施内容

開催回数、実施時期、参加事業者数の見込み、参加を促すための工夫等を、職場体

験の受入れ経験が浅い事業者が参加することを想定して、具体的に提案すること。

イ　支援機関向け説明会の実施内容

開催回数、実施時期、参加機関数の見込み、参加を促すための工夫等を、職場体験

への送り出しの経験が少ない支援機関が参加することを想定して、具体的に提案す

ること。

《提案イメージ》

ア　職場体験受入れ事業者向け説明会

　　　・次第

　　　・職場体験受入れマッチング支援事業の概要説明

・精神・発達障がいを中心とする障がい特性理解

　　　・職場体験受入れに関する留意点等（職務、体験時間等）

　　　・職場体験の受入れ事例紹介

イ　精神・発達障がい者を支援する支援機関向け説明会

　　　・次第

　　　・職場体験受入れマッチング支援事業の概要説明

　　　・本事業における支援内容及び支援機関の役割（同行、準備物、

手続き、保険等）

③　各種広報の実施内容

ア　事業者対象

本事業の周知や、参加事業者の募集方法

イ　支援機関対象

　　本事業の周知や、参加障がい者の募集方法

④　職場体験受入れ先事業者及び支援機関の開拓の方法

・受入れ先事業者の把握方法

・開拓の方法（チラシやＳＮＳ、支援機関、ネットワークの活用など具体的な事業周知

や募集の方法等）

・開拓のスケジュール、開拓見込み数

なお、事業者開拓見込み数のうち、従業員規模が100人～45.5人の事業者分は別記す

ること。

（２）職場体験にかかる内容

　①　事業者向けの職場体験フロー

　②　職場体験期間（受入れの標準期間を提案。ただし、土・日・祝日を含む７日間以上）

　③　支援体制（受入れ期間中のトラブル等への対応態勢）

④　支援手法

・職場体験受入れに向けた、事業者に対する従業員規模（A：500人～300人、B：300人

～100人、C：100人～45.5人）に応じた職場環境の作り方や業務の切り出し、障がい

者の雇用状況に応じた支援方法

《提案イメージ》

　　職場体験にかかる内容

　　　・事業者向けの職場体験にかかる手続きから体験受入れ終了ま

での業務フロー（標準の体験受入れ期間は土・日・祝日を含

む７日間以上）

・受入れ期間中の支援体制

　　　・職場体験受入れに向けた、事業者規模や障がい者の雇用状況

に応じた支援手法

（３）事業の全体的なスケジュール

　　　各説明会、マッチング会、職場体験受入れ先開拓、アンケートなど各項目ごとに、事業準

備や調整事項、実施時期等のスケジュールを表記して提案すること。

なお、マッチング会については開催予定日を、アンケートについては報告時期も含めて記

載すること。

（４）独自の事業内容や工夫・特徴

上記の他に障がい者の職場体験受入れにつながる事業者向け支援メニューを提案する場合

はその具体的な内容が独自の提案であることがわかるように記載すること。

※ただし、雇用を前提としないこと。

（５）事業者や精神・発達障がい者への支援の実績について（実施時期、期間、概要、成果等）

①　過去３年以内における精神・発達障がい者を対象とした職場体験受入れ説明会やマッチ

ング会の開催回数、開催日、主催・共催・協力の別等。

②　精神・発達障がい者の個別職場体験あっせんの実績や、職場定着支援等の具体的な方法

及び支援した事業者等の実績。

（６）事業実施体制

・以下の要件を満たす本事業の事業推進体制について記載すること。

・「職種等、氏名、緊急連絡先、経歴、及び資格」を記載すること。

　・資格を証明する書類の写しを添付すること。

【要件】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種等 | 人数 | 必要な資格・経験等 |
| a 統括マネージャー | 正社員(役員を含む)１人以上 | 精神・発達障がい者の雇用・職場定着支援について３年以上の実務経験を有すること。 |
| b スタッフ（企画・運営・職場体験支援・事業者等開拓） | １人以上 | ＜例＞  ・提案事項の各業務や業界事情に精通する者（厚生労働大臣が定める訪問型（旧呼称第１号）職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者）。  ・精神・発達障がい者の雇用・職場定着支援について１年以上の実務経験を有する者。 |

（７）アンケートの内容

大阪府では、従業員規模100人未満の事業者に向けた障がい者雇用支援事業を検討する予定。そのため、効果的な事業メニュー策定に向け、当該事業者がもつ潜在的な課題を引き出せるようなアンケートの質問内容の提案（２つ以上）。

# ８　事業実施上の留意点

（１）個人情報の取扱いについては「平成31年度　精神・発達障がい者を中心とした職場体験受

入れマッチング支援事業に係る企画提案公募要領」特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵

守すること。

なお、個人情報保護の観点から受託者は『誓約書』（別紙１）を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

本事業により知り得た個人情報の取扱いは、本事業に従事する作業員（仕様書に掲げる統

括マネージャー及びスタッフをいう。事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出する

こと。）のみが行うこと。受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させ

ること。

（２）マッチング会の開催時期は大阪府と調整することとし、開催場所は府が指定する場所とす

る。なお、会場費及びパーテーションパネルの利用料は府負担とする。

（３）各説明会の開催場所は、大阪府が指定する場所とし、会場費は府負担とする。

（４）本事業参加事業者に対し、「大阪府障がい者サポートカンパニー（メルマガ会員を含む）」

及びＯＳＡＫＡしごとフィールドへの登録を促進するよう努めるなど、大阪府と必要な連携

を図ること。

（５）受託者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」等に規定する障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務について留意のうえ、効果的・効率的な事業実施に努めること。

（参考１）：厚生労働省「平成28年4月（一部公布日又は平成30年4月）より、改正障害者

雇用促進法が施行されました。」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html>

（参考２）：「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第２版）」

解説編 <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00142034/3003_guide_kaisetsu.pdf>

事例編 <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00142034/3003_guide_jirei.pdf>

（参考３）：「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14768/00000000/guide1.pdf>）

（６）受託者は、契約締結後も、法定雇用数以上を堅持すること。また、大阪府の求めに応じ、

その雇用する障がい者数を報告するものとする。

大阪府は、受託者が、正当な理由なくその雇用障がい者数が法定雇用障がい者数未満とな

った場合は、当該契約を解除することができることとする。

　　　なお、常時雇用労働者数が45.5人未満の事業主は除く。

**９　事業完了後、府へ提出するもの**

受託者は、事業終了後、事業実施報告書を大阪府に提出すること。（詳細は府と協議する。）

# 10　再委託

再委託は原則禁止とする。

ただし、説明会等の実施にあたり、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

|  |
| --- |
| **◆再委託の承認**「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針（抜粋）」  (1)　次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。  　　ア　業務の主要な部分を再委託すること。  　　イ　契約金額の相当部分を再委託すること。  　　ウ　競争入札における他の入札参加者に再委託すること。  　　エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。 |

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

|  |
| --- |
| **◆承認する場合に付する条件**  (1)　受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。  (2)　(1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。  (3)　受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。  (4)　受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。  (5)　再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。 |

|  |
| --- |
| (6)　受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。  (7)　再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。 |

# 11　事業費の取扱いについて

（１）本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を

まかなってはならない。

（２）経費のうち、人件費、事業費については、実費弁済の考え方をとることとし、利益は含め

ない。（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認める。）

よって、本事業のために支出した全ての人件費、事業費について、給与明細、公的証明書、

領収書等の各種証拠書類の提示を求める。

※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算(精算)

することとし、いわゆる単価方式（例：支給実績に関わらず、主任は１日60,000円で一律

計上する。）は認められない。

（３）経費のうち、一般管理費については、本事業を行うに必要な経費であって、当該事業に要

した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内

とする。

　一般管理費＝（人件費＋事業費）×一般管理費率

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定した

と認められる率とするが、10％を超えることはできない。

（４）人件費には、諸手当、賞与、退職手当等（受託者の社内規程において労働者に対する支払

いが義務付けられている場合に限り、算定は本事業に従事していない期間を除く。また、支

払いは、本事業従事期間内のみ対象。）及び社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険、児童

手当）、及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分を含む。なお、社会保険、

労働保険については、法定どおり加入させること。

（保険について、誤解釈のケースが見受けられる。積算等にあたっては、法改正等に十分留

意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないよう

にすること。）

（５）支援される者に係る費用（旅費、日当、資格取得に係る受験料や免許登録に係る費用等）

は対象外とする。

（６）経費は原則として大阪府からの委託料により賄うこととし、収入を経費の財源として見込

むことはできない。

事業を円滑に実施するため、委託契約に基づく業務の範囲内で経費の精算に含まれないも

のを支出する場合や、委託金額を超えて経費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議す

ること。

**12　精算について**

（１）受託者は、本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。

（２）大阪府は、委託期間中に、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するために、定

期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

（３）受託者は、事業終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の

確認を受けること。

（４）大阪府は、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、

領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりもそれぞれの事業費の実

績が下回った場合は減額・返還を求めることとし、府からの通知に基づき返納すること。

（５）経費精算金額のうち、人件費の一部については、事業成果に応じて支払うこととし、支払

額の算定については以下のとおりとする。

・本事業にかかる経費精算金額のうち、本事業にかかる人件費相当額から、大阪府の最低賃

　金を基に算出した額を差し引いたものを「成果対象額」（※１）とする。

・提案目標数にかかる達成数を、提案目標数で除したものを「事業達成率」（※２）とする。

・成果対象額に事業達成率を乗じたものを「成果対象支払額」（※３）とする。（ただし、成果対象額を上限とする。）

「成果対象支払額」と「成果対象額以外の精算額」を足した金額を大阪府に支払い請求す

ることができる。

　　・ただし、やむを得ない事由により事業成果が達成できなかったと認められる場合には、大

阪府と協議の上、支払額を算定するものとする。

（※１）成果対象額

【本事業にかかる人件費相当額】―【大阪府の最低賃金を基に算出した額】

（※２）事業達成率

【提案目標数にかかる達成数】÷【提案目標数】

（※３）成果対象支払額

【成果対象額】×【事業達成率】

|  |
| --- |
| 【参考：計算例】※円未満切捨て  ○委託契約金額：7,207,000円（消費税及び地方消費税含む）…①  ○事業精算金額：7,100,000円（精算額は契約金額を上回らないものとする。）…②  ○成果対象額（※１の計算式参照）  ・本事業にかかる人件費相当額（仕様書11(4)に規定するものすべて）：5,700,000円  ・大阪府の最低賃金を基に算出した額：1,959,000円  5,700,000円－1,959,000円=3,741,000円（消費税及び地方消費税含む）…③  ○事業達成率（※２の計算式参照）  ・提案目標数にかかる達成数　　　 ：58名  ・提案目標数（職場体験受入れ人数）：60名  58名／60名×100＝97%（小数点第１位四捨五入）…④  ○成果対象支払額（③×④）（※３の計算式参照）  3,741,000円×97% = 3,628,770円 ≦ ③…⑤  ○成果対象額以外の金額（②－③）：7,100,000円－3,741,000円＝3,359,000円　…⑥  ○支払額（⑤＋⑥）： 3,628,770円＋3,359,000円＝6,987,770円 |

# 13　その他

（１）受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告する

こと。

（２）事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。

（３）事業の進捗状況については毎月10日までに前月の事業実施状況を大阪府へ報告すること。

（４）大阪府は、必要に応じ業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

（５）本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については大阪府

に帰属するものとする。

（６）その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。